別紙５～別紙11　（略）

別添81　直前直左確認鏡の技術基準

1.・2.　（略）

3.　一般要件

3.1.　（略）

3.2.　取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であるものとして協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第４改訂版の規則6.3.に限る。）又は別添79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」の規定に適合するものでなければならない。

3.3.～3.4.3.　（略）

3.5.　キャブオーバ型大型貨物自動車等に備える鏡その他の装置は、次の基準に適合するもの又はこれと同程度以上の性能を有しているものでなければならない。

ただし、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第４改訂版の規則15.に限る。）に適合する後方等確認装置を備える場合にあってはこの限りでない。

3.5.1.～別紙１　（略）

別添91　連節バスの構造要件

1.・2.　（略）

3.　連節バスの構造要件

3.1.　連節部

3.1.1.　旅客が連節部の幌やターンテーブル等に巻き込まれない構造であること。

3.1.2.～3.1.4.　（略）

3.1.5.　次の3.1.5.1.及び3.1.5.2.に掲げる連節部の場所は、旅客が乗車することができないような構造であること。

3.1.5.1.・3.1.5.2.　（略）

3.1.6.　連節部付近の見やすい位置に、旅客に対する注意事項を表示すること。

3.2.　連結部

3.2.1.　連結部の可動部分は、水平軸（幅方向）及び鉛直軸まわりの回転運動が可能であり、この両軸は、車両の中心軸に対して直角であること。

3.2.2.　（略）

3.3.　乗降口の数及び位置

3.3.1.　乗降口は、２か所以上とし、次の3.3.1.1.から3.3.1.3.までの要件に適合するものであること。ただし、ホイールハウス部に備えることはできない。

3.3.1.1.～3.3.1.3.　（略）

別紙５～別紙11　（略）

別添81　直前直左確認鏡の技術基準

1.・2.　（略）

3.　一般要件

3.1.　（略）

3.2.　取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であるものとして協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第３改訂版の規則6.3.に限る。）又は別添79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」の規定に適合するものでなければならない。

3.3.～3.4.3.　（略）

3.5.　キャブオーバ型大型貨物自動車等に備える鏡その他の装置は、次の基準に適合するもの又はこれと同程度以上の性能を有しているものでなければならない。

ただし、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第３改訂版の規則15.に限る。）に適合する後方等確認装置を備える場合にあってはこの限りでない。

3.5.1.～別紙１　（略）

別添91　連節バスの構造要件

1.・2.　（略）

3.　連節バスの構造要件

3.1.　連節部

3.1.1.　乗客が連節部の幌やターンテーブル等に巻き込まれない構造であること。

3.1.2.～3.1.4.　（略）

3.1.5.　次の3.1.5.1.及び3.1.5.2.に掲げる連節部の場所は、乗客が乗車することができないような構造であること。

3.1.5.1.・3.1.5.2.　（略）

3.1.6.　連節部付近の見やすい位置に、乗客に対する注意事項を表示すること。

3.2.　連結部

3.2.1.　連結部の可動部分は、水平軸（幅方向）及び鉛直軸まわりの回転運動が可能であること。なお、この両軸は、連結部の中心で交差し車両の中心軸に対して直角であること。

3.2.2.　（略）

3.3.　乗降口の数及び位置

3.3.1.　乗降口は、２か所以上とし、次の3.3.1.1.から3.3.1.3の要件に適合するものであること。ただし、ホイールハウス部に備えることはできない。

3.3.1.1.～3.3.1.3.　（略）